

義務教育 9 年間を見通した学校の体系について

少子化の進行、高度情報化、グローバル化の進展など、児童生徒を取り巻く社会が様々に変化する中、児童生徒の多様化、複雑化する課題に応じた対応への重要度が増してきています。

多様化・複雑化する課題は、児童生徒の指導面や学習面に加え、小学校高学年段階における児童の身体的発達 の早期化や児童が小学校を卒業して中学校へ進学した際にこれまでの小学校生活と異なる新しい環境での学習や生活に不適應を起こしてしまういわゆる「中 1 ギャップ」、また、大人とのコミュニケーションの減少といった家庭、地域の社会性育成機能の低下などがあげられます。

このような状況の中で、学校においては、校種間の枠を超え、連携して多様化・複雑化する課題の解決に当たることがより一層求められていることから、小中連携教育の現状と小中一貫教育のメリット、デメリットの検証を踏まえ、伊賀市の実情に合った小・中学校の接続・連携の在り方を踏まえて義務教育 9 年間を見通した学校体系について検討が必要となっています。

(1) 小中連携教育・小中一貫教育推進の背景

文部科学省は、「小中連携教育」と「小中一貫教育」について、次のように定義しています。

小中連携教育 ⇒ 「小・中学校がお互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育」

小中一貫教育 ⇒ 「小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」

小中連携教育については、「中 1 ギャップ」など生徒指導上の諸問題へ対応するために、小学校と中学校の円滑な接続を図れるよう、生活面や学習面での不安や課題を解消するため、可能な範囲で小中が連携し、学校生活への適應や豊かな教育環境の創出を目指し、進められてきました。

小中一貫教育については、小中連携教育を発展させ、小学校と中学校が別々の組織として設置されたことによる様々な課題の解消を目的に教育主体、教育活動、学校マネジメントの一貫性を確保した取り組みをすべての教職員が義務教育 9 年間に責任をもって継続的・安定的に実施する制度的基盤整備として学校教育法等の改正により平成 28 年度に制度化されたものです。

小中連携教育

小・中学校がお互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が、目指す子ども像を共有するとともに、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を、目指す教育

① 義務教育学校

新たな学校種（一つの学校）

⇒一人の校長、

一つの教職員組織

修業年限9年

（前期課程6年＋後期課程3年）

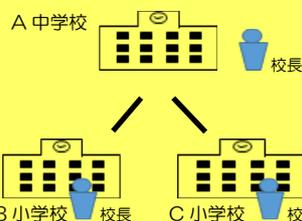


校長(1人)

小中一貫型小学校・中学校

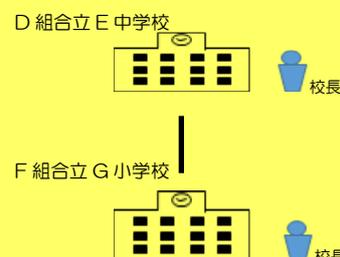
組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態で、それぞれに校長、教職員組織を有する学校

② 併設型小学校・中学校 （同一の設置者）



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
 (例)・総合調整を担う校長を定める
 ・学校運営協議会の合同設置
 ・校長等を併任

③ 連携型小学校・中学校 （異なる設置者）



※運営体制の整備は、併設型小学校・中学校を参考にすること

※①②③いずれも施設の形態は問わない

(2) 小中一貫教育制度における学校形態

① 義務教育学校

- 一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれている。
- 義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされている。
- 修業年限は9年で前期課程6年・後期課程3年に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用される
- 設置者の判断によって一貫教育の軸となる新教科などの創設や学年段階間・学校段階間での指導内容の入れ替えなど、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例の実施が認められている。
- 9年間の教育課程において、「4・3・2」、「5・4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能。

小中一貫型小学校・中学校

② 併設型小学校・中学校

- 既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で 9 年間の教育目標を設定し、9 年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。
- 「小学校と中学校の組織文化の違いを乗り越える必要がある」「3 校以上の学校が連携・接続する形態があり得る」「一般的な小中連携と明確に区別する必要がある」等を踏まえ、小中一貫教育の実質を適切に担保する観点から、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みを整えることが要件となっている。
- 具体的な運営上の仕組みとして、
 - ・関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する。
 - ・学校運営協議会を関係校が合同で開催し、一体的な教育課程の編成をはじめとする学校運営に関する基本的な方針を承認する手続きを明確にする。
 - ・一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校・中学校も管理職を含め全教職員を併任させる。などが考えられる。
- 義務教育学校と同様に、設置者の判断によって一貫教育の軸となる新教科などの創設や学年段階間・学校段階間での指導内容の入れ替えなど、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例の実施が認められている。
- 小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みが整えられていることから、9 年間一貫した指導を実施したり、「4・3・2」、「5・4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定したりして、取り組みを行うことが通常の小・中学校と比較して容易である。

③ 連携型小学校・中学校

- 設置者の異なる小学校と中学校が一貫した教育を行う場合に適用される仕組みである。例えば、市町村の境界をまたぐ形で集落があり、子どもの通う小学校と中学校がそれぞれ異なる事務組合立で設置されているケースなどが考えられる。
- 多様な組み合わせが考えられることから、省令上、一律に教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることとする旨の規定は設けられてい

ないが、併設型小学校・中学校におけるふさわしい運営の仕組みを参考に、小中一貫教育の実質が担保されるよう適切な運営体制を整備することが求められる。

- 教育課程の特例については、一貫教育の軸となる新教科等の創設は、設置者の判断で実施が可能であるが、学年段階や学校段階を超えた指導内容の入れ替え等を行いたい場合には別途申請が必要となる。

(3)小中一貫教育の成果と課題

小中一貫教育の制度化に伴い、文部科学省が平成 29 年 3 月に小中一貫教育実施市町村に対して行った導入意向調査では、次のような成果や課題が示されています。

① 成果

- 学習習慣や学習規律・生活規律の定着が進んだ
- 中学校への進学に不安を覚える児童が減少した
- 上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった
- いわゆる「中一ギャップ」が緩和された
- 児童生徒に思いやりや助け合いの気持ちが育まれた
- 小学校・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった
- 地域との協働連携が強化された など

② 課題

- 9 年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発
- 児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮
- 小学生高学年のリーダー性・主体性の育成
- 教職員の負担感・多忙感の解消
- 年間行事予定の調整・共有化 など
- 児童生徒間の交流を図る際の移手段の・移動時間の確保

三重県内の取組み

◎義務教育学校

自治体	名称	開校日	生徒数・学級数（令和 5 年度）
津市	みさとの丘学園	2017（H29）年 4 月	前期課程（6 年）：140 人・8 学級
			後期課程（3 年）：96 人・5 学級
			236 人（普通学級 9・特別支援学級 4）

津市立みさとの丘学園は、津市美里町内の長野小学校、高宮小学校、辰水小学校、美里中学校が平成 29 年 3 月 31 日に閉校され、同年 4 月 1 日に三重県内初の義務教育学校として開校されました。

1. 学校教育目標

「学びあい、認めあい、高めあってたくましく生きる児童生徒の育成」

2. 生かしたい義務教育学校の特徴

① 学年段階の区切り

ステップアップする機会（4 年・6 年・9 年）で自分の生き方を見つめ直すと同時に、リーダー体験ができるようして成長を促す。

② 9 年間の一貫した指導

・小中学校間の急激な段差（授業理念・教科担任制・生徒指導等）をなくして段階を踏んでスムーズに移行できるようにすることで、子供が安心して充実した学校生活を送れるようにする。

・9 年間一貫したカリキュラムのもとで効果的に学習できるよう、特に「美里創造学習（地域学習と地域を共に学ぶ人権学習）」と「英語（活動）」を小中一貫教科的な学習と位置づけ、教育の充実を図る。

・前期課程と後期課程の教職員が 1 つの職員室に集い、子どもの学習・生活に関わる情報をリアルタイムで交換しながら、子どもの以前の姿や望ましい未来の姿を踏まえて適切な支援をする。

（みさとの丘学園 HP より）

設置を検討している学校区

○多度中学校区 義務教育学校 「多度学園」 令和 8 年開校予定（桑名市）

○天栄中学校区 義務教育学校 令和 14 年度を目途に開校を目指す（鈴鹿市）

◎小中一貫型小中学校（併設型）

<いなべ市>

- ・藤原中学校区（1小・1中、施設一体型、平成29年度から）
- ・員弁中学校区（2小・1中、施設分離型、平成29年度から）
- ・大安中学校区（4小・1中、施設分離型、平成30年度から）
- ・北勢中学校区（4小・1中、施設分離型、平成30年度から）

<名張市>

- ・南中学校区（1小・1中、施設分離型、平成30年度から）
- ・名張中学校区（3小・1中、施設分離型、令和2年度から）
- ・赤目中学校区（3小・1中、施設分離型、令和2年度から）
- ・桔梗が丘中学校区（4小・1中、施設分離型、令和2年度から）
- ・北中学校区（3小・1中、施設分離型、令和2年度から）

（令和5年度学校基本調査から）

その他、学校基本調査にはあがっていないが、桑名市（9中学校区）、御浜町（御浜町立尾呂志学園小学校・中学校 施設一体型）、熊野市（熊野市立新鹿小学校・中学校 施設一体型）で小中一貫教育が行われています。

伊賀市では、小学校から中学校への進学における接続を基本にした小中連携に加え、島ヶ原小学校と島ヶ原中学校においては、小中連携教育に取り組んでいます。

検 討 を 進 め る ポ イ ン ト

小中連携教育と小中一貫教育のあり方について

- ⇒ 継続的な教育課題へ対応する視点から
- ⇒ 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む視点から
- ⇒ 学びの連携の視点から
- ⇒ 望ましい学校規模と学校配置とのかかわりの視点から